

厚生労働省岩手労働局発表
令和6年9月27日

【照会先】岩手労働局 雇用環境・均等室
室長 谷中 充
労働紛争調整官 芳賀 雄輔
電話 019-604-3010

報道機関各位

関係機関合同の労働相談会を10月27日(日)に開催します

「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会^注」は、パワーハラスメントなどの労働相談が増加していることを受け、以下のとおり関係機関合同による労働相談会を開催します。

1 合同労働相談会

- ・日 時 : 令和6年10月27日(日) 午前10時から午後3時まで
- ・場 所 : アイーナ (いわて県民情報交流センター)
(盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号)
- ・受 付 : 8階 会議室813
- ・内 容 : パワーハラスメント、解雇、労働条件引下げなど、労働問題全般の相談をお受けします。
- ・対 応 : 弁護士、特定社会保険労務士、岩手県労働委員会委員、岩手労働局職員が労働相談に応じます。
- ・相談費用 : 無料 (弁護士の相談を無料で受ける場合は収入等の要件を満たす必要があります。)
- ・その他 : 完全予約制ではありませんが、予約している方が優先になります。
詳細は別添参照

2 電話相談

- ・日 時 : 令和6年10月27日(日) 午前9時から午後4時まで
- ・電話番号 : (フリーダイヤル) 0120-980-783
携帯電話からは 019-604-3002
※どちらも岩手労働局雇用環境・均等室につながります。
- ・内 容 : パワーハラスメント、解雇、労働条件引下げなど、労働問題全般の相談をお受けします。
- ・対 応 : 岩手労働局の職員が労働相談に応じます。

注)「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」とは、日頃から労働相談に応じている、岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所(法テラス岩手)、岩手県社会保険労務士会、岩手県労働委員会、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室及び岩手労働局(事務局)によって構成されている協議会です。

弁護士会、法テラス、社労士会、県労働委員会、労働局合同の

労働相談会

10月27日(日)

10:00~15:00 (受付終了14:00)

会場：アイーナ (受付場所：8階 会議室813)

内容：弁護士、特定社会保険労務士、岩手県労働委員会委員などが
パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金等の労働条件引下げなど
労働問題全般に関して労働者や事業主などからの相談をお受けします。

◎相談は無料です。(弁護士の相談を無料で受けるには、収入等の要件を満たす必要があります。)

◎完全予約制ではありませんが、予約している方が優先になります。

◎予約は岩手県労働委員会事務局で承っております。

予約電話番号：0120-610-797 (受付時間 平日 8時30分から17時まで)

相談会に来られない方はお電話で！

10月27日(日)

9:00~16:00

☎ 0120-980-783

携帯電話からは019-604-3002

(岩手労働局の職員が対応します。)



「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」主催

岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所(法テラス岩手)、岩手県社会保険労務士会
岩手県労働委員会、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室、岩手労働局

(裏面もあります)

さあっ、進もう！ ハラスメントのない あかるい社会へ

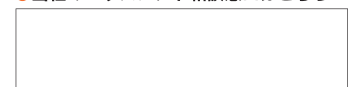


あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。



●当社のハラスメント相談窓口はこちら



貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすみましょう。